

## 令和2年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和2年2月28日(金) 午前9時30分～午後5時21分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	岡本鉄男	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	石川信夫	委員	○	相澤康男
〃	○	秋山幸男			
			出席 5人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
総合政策部長	小谷野 雅美	総務部長	梅山孝之
市民生活部長	山中利明	会計管理者	小川幸男
総合政策課長	福田充男	市民協働推進課長	野口範雄
総務人事課長	直井 満	財政課長	五月女 治
契約検査課長	黒川信夫	税務課長	倉井和行
安全安心課長	関 久雄	市民課長	木村一枝
環境課長	坂本秀夫	行政委員会事務局長	大島浩司
秘書室長	高山正勝		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
事務局長	谷田貝 明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 村尾光子議員、中村節子議員

○一般傍聴者 なし

1. 開 会

2. あいさつ 岡本鉄男委員長

3. 概要録署名委員の指名 石川信夫委員

#### 4. 事 件

##### (1) 付託議案等審査について

補足説明 なし

##### 現地調査

- ・ 市民活動センター予定地（生涯学習情報センター）
- ・ 旧国分寺西小学校
- ・ 旧国分寺庁舎

議案第1号 令和元年度下野市一般会計補正予算(第7号) 【所管関係部分】

≪質疑・意見≫

##### [歳出]

##### 2款1項12目 市内公共交通推進費

- 磯辺副委員長： 市内公共交通推進費の57万9,000円の減について、地域公共交通網形成計画策定事業は2年間の予定で行っているが、1年目が終わった進捗状況を伺う。
- 安全安心課長： 交通会議で検討しており、現段階でアンケート調査が終了し、それを精査し、素案に向けて作成をしているところであるが、ほぼ骨子ができている段階である。3月に再度会議を開催し、おおむね素案ができる予定である。
- 磯辺副委員長： 素案の段階で一度報告があるのか。
- 安全安心課長： 現段階では素案の段階での報告予定はなく、来年度、完成に向けての修正を行い、パブコメ等の実施前に、ある程度の形ができた段階で報告したいと考えている。
- 磯辺副委員長： 公共交通会議の委員になっていない者が、ある程度の内容をキャッチしようと思うと、会議を傍聴するしかないということになるのか。これからはアンケートのまとめを基に策定されていくということになるのか。
- 安全安心課長： 議員のお話しのとおりアンケートを踏まえて、素案へ生かしていくことになると思う。
- 磯辺副委員長： アンケートの結果は近いうちに公表されるのか。
- 安全安心課長： 公表については、会議録をホームページへ掲載予定であるので、見ることは可能である。
- 磯辺副委員長： 公共交通会議がどんな結論を出されるかというのは、一般の方々には仕方ないとしても議員への正式な報告がないということで、最後の段

- 階でまとまったものを見せていただく形になるのか。
- 安全安心課長： 現段階ではそのように考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第2号 令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第6号 令和2年度下野市一般会計予算 【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

10款1項1目 地方特例交付金

- 磯辺副委員長： 新規と説明があったように思うが、内容について説明願う。国の制度でお金が入らなくなった時に補填するものかと思うが。
- 財政課長： 地方特例交付金については、今年度は金額的に4,500万円減額となっている。算出については、国の地方財政対策の概要という指針がある。そこで出されている率に基づき、元年度の決定額にその率を乗じ、マイナス53%程度になっているため、今回金額的に4,500万円の減となっているが、特段何かはなくなったという話ではない。
- 磯辺副委員長： 何についてなされているのか、その意味合いを伺う。例えば、税制改正があり、国の法律で減税されたので地方税収が減るために出すなど、随分減っているのでどういう意味で出ているのか。地方特例交付金の中身、理由を伺いたい。
- 財政課長： 国の進める恒久的な減税に伴う減収の一部を補填するために、地方税の代替的性格で入れているものであるが、住宅ローン減税による住民税減の補填という形で入っているものである。

13款2項1目 総務費負担金

- 磯辺副委員長： 公共交通広域ネットワーク事業負担金の1,710万6,000円は、ゆうがおバスの運行費用の下野市分ではないのか。上三川町と壬生町から入

ってくる、これは全体の何%を負担されているのか。

- 安全安心課長：これは上三川町と壬生町からの負担金となる。壬生町は約32%、上三川町からは約16%の負担となっている。
- 磯辺副委員長：下野市は残りの52%を負担しているとして良いのか。これは県から負担が入ってくるわけではないのか。
- 安全安心課長：これについての県からの負担はない。
- 秋山委員：運行経費について、以前に資料をいただいた中では合計で1,620万円、その内の810万円が地方創生交付金ということで説明を受けたが、今の話では県からの負担がないということで終わっているの、そこをもう少し詳細に説明願えれば理解しやすいと思う。
- 安全安心課長：申し訳ありません。この事業の2分の1については、国の地方創生交付金を予定している。

#### 15款 2項 1目 総務費国庫補助金

- 磯辺副委員長：個人番号カード交付事業費補助金と個人番号カード交付事務費補助金で3,600万円ほどあるが、これは何枚分ぐらいを想定しているのか。発行枚数とは関係ないのか。
- 市民課長：歳出の個人番号カード関係で、交付金としてJ-LISに支払う全額を国庫で補助しているものである。金額について、昨年より少しふえているが、個人番号カードの交付取得を推進しているの、J-LISの事業が多くなってきたため市からも支払いをするが、その支払い分については国が補助するというので、事業費については10分の10の補助となっている。事務費については、市で事務を行うための臨時職員の賃金等が事務費補助金として入ってくる。これについては10分の10の補助は入らないが、事業費の補助については、マイナンバーカードの再交付分を歳入として市で受け入れているが、それを差し引いた金額が国から入る。
- 磯辺副委員長：J-LISへ支払うお金は、枚数に関係なく、決まっている額を支払うと、そして10分の10が国から一度市を通して支払っているということであると承知した。

#### 16款 2項 3目 保健衛生費補助金のうち、循環型社会形成推進交付金

- 磯辺副委員長：循環型社会形成推進交付金は、計画を作ってその事業を行う場合に交付されるのか。どういう場合に交付されるのか。どういう事業に振り向けられるのか。
- 環境課長：公共下水道及び農業集落排水事業の事業計画域外の地区において、浄化槽の設置の整備を促進し、水質の向上を図る事業である。昨年まで下水道課で行っていた事業で、令和元年度から環境課の事業となっている。

- 磯辺副委員長： 公共下水道、農業集落排水におけるどういう事業か。
- 環境課長： 公共下水道と農業集落排水が通っていない事業計画の区域外の地区における浄化槽の設置に対して補助する事業となっている。
- 磯辺副委員長： 合併浄化槽の補助金のことか。
- 環境課長： その通りである。

### 19款 2項 基金繰入金

- 磯辺副委員長： 各基金の主な充当先について伺う。
- 財政課長： 3目の地域づくり事業推進基金繰入金については、交通安全施設整備、育児ママパパリフレッシュ事業、高齢者外出支援事業等に充当している。5目の地域福祉基金繰入金は、寝たきり老人介護手当事業に、6目の保健福祉施設整備基金はゆうゆう館の改修事業に、7目の地域振興基金繰入金は自治会振興交付金に、8目の公共施設整備繰入金は義務教育学校、しもつけ風土記の丘資料館整備、国分寺公民館改修等の22事業に、9目の道の駅しもつけ基金繰入金は道の駅しもつけの店内改修分実施設計及び改修工事に充当している。
- 磯辺副委員長： 庁舎等整備基金繰入金は、庁舎の借り入れを返済するのに使われているということか。
- 財政課長： 4目の庁舎等整備基金繰入金は公債費に充当している。

### 21款 4項 3目 雑入

- 磯辺副委員長： 出向など違う組織にいる職員の負担分があると思うが、例えば、栃木県後期高齢者医療広域連合事務局勤務職員負担分、栃木県との相互交流派遣職員費負担分とあるが、900万円、700万円を歳入で、派遣されている職員などの給料を市から払うということか。
- 総務人事課長： 栃木県後期高齢者医療広域連合事務局勤務職員負担分については、下野市の職員が連合会に職員として出向しているので、職員の人件費として入ってくる。本人の給与は下野市から支払う形になっている。栃木県との相互交流派遣職員費負担分についても、市の職員が県に交流事業で派遣され、派遣職員の給与として入ってくるものである。
- 磯辺副委員長： 県などに出向している職員の給料は、これを見ると200万円も差があり、900万円が負担分として入っているが、何歳ぐらいの人なのか。出向する職員は年齢に関係なくいるのか。ずいぶん負担分に金額の開きがあるようだが、下野市にいたらこれくらいもらう分として入ってくるのだと思うが、どのくらいの位置にいる方が行っているのか。例えば、後期高齢の方は主幹や課長補佐、どのあたりか。勉強に行くにしても900万円というのは大きい方針はどのようになっているか。

- 総務人事課長：派遣希望の職員に関しては連合会と話し合うが、市の人事もあるため、概ね中堅職員を派遣している。年齢的には概ね35歳～45歳を派遣している。
  - 磯辺副委員長：交流派遣職員というのは先ほどの方と200万円も違うが、若い人か。
  - 総務人事課長：若干年齢層は若く、県へ行って勉強してきてもらう形であり、先ほどとちょっと下がる形で県と協議した。
  - 磯辺副委員長：この人のかわりに県職員が来ているということによろしいか。
  - 総務人事課長：見込みのとおり、交流という形をとるので、下野市から職員を派遣し、県から職員を派遣してもらっている形である。ただ今協議中であり、職員が来るかどうかは未定である。
  - 磯辺副委員長：新しい取り組みか。今まで来たことがないのか。
  - 総務人事課長：何年か前からあり、建設課に県から職員が派遣された経緯がある。
- 
- 秋山委員：防災ラジオ販売収入について、補正で3,000台購入したが、その中で無償提供、自治会長や民生委員に無償配布したかと思うが、販売実績、在庫はどのくらいか。
  - 安全安心課長：販売台数について、有償販売は当初1,000台ほど予定し購入したが、現段階で購入していただいたのは、一般の方(5,000円で販売)34台、75歳以上のみ世帯(2,000円で販売)29台の合計63台である。有償販売分としては937台の在庫となっている。

## [歳出]

### 一般職給与費

- 磯辺副委員長：一般職給与費について、今年度の給与費は増加した分が6億4,161万7,000円で、特別職は1億9,100万2,000円減になり、全体の給与費としては4億5,000万円くらい増加したということによろしいか。
- 総務人事課長：6億4,161万7,000円は、一般会計の会計年度任用職員と一般職員の合計の金額である。会計年度任用職員の6億9,478万8,000円とほぼ同じ金額が増加している。会計年度任用職員以外の給与は、アの会計年度任用職員以外の職員で5,317万1,000円の減額になっている。会計年度任用職員で6億9,478万8,000円の増となっているので、全体としては6億4,161万7,000円の増額という形になる。
- 磯辺副委員長：一般会計において、一般職の場合、会計年度任用職員と会計年度任用職員以外の職員あわせて6億4,161万7,000円増ということだが、特

別職においては、1億9,100万2,000円の減ということによろしいか。6億4,161万7,000円から1億9,100万2,000円を引くと、一般会計の予算書においての給与費では、4億5,000万円ほどの増ということによろしいかと聞いたが。特別職と一般職とあわせて。ほかの上下水道の事業のほうは見えていないが。208、209ページの給与費は4億5,000万円ほど増となったということか。

- 総務人事課長：こちらの表の4億5,061万5,000円の増となる。会計年度任用職員、特別職、一般職含めこの金額になる。

## 2款1項1目 一般管理費

○秋山委員：保険料の内容について伺う。全国市有物件災害共済会、それと去年、薬師寺コミュニティセンターの屋根が剥離・全損した時に、全国町村会総合賠償補償保険を使ったということであった。2種類の保険があるが、どちらの保険を適用したのか。

- 総務人事課長：全国町村会総合賠償補償保険に加入しており、市の瑕疵があった場合に、こちらから損害賠償をするための保険料になる。例えば道路に穴があり、車がパンクした時などに対する保険である。委員から話のあった、昨年の庁舎等の風水害で発生した件については、2款1項6目の財産管理費の保険料がそれに当たる。

○秋山委員：金額的には逆ではないかと思う。道路の破損等で588万6,000円、建物については358万7,000円。薬師寺コミュニティセンターの場合は、金額的なものもあるが、道路の破損でこれだけかかるのか。公共施設すべてについてこのような保険に加入しているのか。たまたま薬師寺コミュニティセンターは加入していたということであるが、市民目線で言えば、自分の家の母屋や納屋は保険に入っているが、市の公共施設は当然加入していると思うが、358万7,000円は非常に少ないように思われる。

- 総務人事課長：建物の保険については、市内の165施設すべてが加入している。賠償保険については、物損だけでなく、対人の部分についても含まれる。例えば、市の瑕疵で誰かがお亡くなりになられた場合でも支給の対象になるのでこの額となる。

○秋山委員：確認だが、公共施設はすべて加入しているということか。

- 総務人事課長：入っている。

○秋山委員：今回、専決処分として市道での事故について2つの案件があった。平成26年度からの発生状況を調べたが、石橋地区がほとんどである。国分寺地区は一つもなく、石橋地区が多くなっている。今回の2件については、同じ場所で、同じ日に発生している。確認をどのように行っているのか。時間帯が明確ではないのでわからないが、時間帯を把握していれば伺いたい。

- 総務人事課長：事故の報告があり、それに対する損害賠償の請求等について

の事務処理は総務人事課で行ったが、事故の細かい部分については把握していない。

- 秋山委員： 確認のシステムに不備があると思う。例えば、朝の通勤途中で事故が発生した。報告がないのでそのままになっていたのだと思うが、報告があれば建設課に連絡して対応できたと思う。そのままの状況にしておいたから同じような事故が起こったのだと思う。今までどのような確認をしていたのか。保険会社からの請求があつてはじめて事故があつたということで対応していたのか。
- 総務人事課長： 道路については、随時、建設課で確認していると思うが、詳細な経緯については確認できない。そのような状況が発生した際には、随時対応するように話を伝える。
- 秋山委員： 今まではどうしていたかということである。その中で反省とか、そういったことはないのか。調べた中で、5年間で17件発生している。しかも同じ道路が多い。市道1-3号線、市道1157号線等、事故が多い道路がある。再点検等を行ってしかるべきだと思う。市道1-3号線はどういう状況になっているかなど。過失割合はすべて保険会社に任せて、請求があつた分だけ払うようなやり方なのか。話し合い等は行われず、保険会社の判断で行われているということなのか。
- 総務部長： 事故の報告については、総務人事課で受けるのではなく、道路管理を行う建設課で受けている。その後の対応については、道路に穴があつた場合は早急に対処している。今回は同日に2件あつたということであるが、雨の日で見えづらく、穴が見えなかったということで聞いている。これが期間をあけて、事故が発生して、その3日後に発生したということであれば、すぐに対処しなかったということで大きな問題であると思う。2つ目の事故が起きる前に連絡を受けていれば、当然、すぐに対処しなければならないが、同じ日でそれぞれに連絡があり、その後早急に対処したが、タイヤにパンク等があつた。その後は、本人・保険会社との話し合いになるが、保険会社を通じて本人と示談が成立したということでの議会への報告となっている。今回、石橋地区で発生し、過去にも石橋地区での事故が多いということで、建設水道部長とも老朽化している道路が多いということを確認したところであり、新設の道路だけではなく、維持改修にも力を入れていかなければならないという話をした。本人との示談交渉は、道路を管理する建設課で行い、示談が成立したということで、保険の請求については総務人事課で行っているということである。
- 秋山委員： もう少し横の連携をとって、再発しないような手をとることができると思う。事故の確認について、個人が事故を起こせば、保険会社で写真を撮ってくださいというような話になるが、そういったことは行っているの

か。

- 総務部長： 建設課で行っている。
- 秋山委員： 間違いなく行っているのか。
- 総務部長： 確認せずに保険会社へ連絡するということはできないので、現場を見ているのは間違いない。
- 秋山委員： 道路の管理について、パトロールをしているとのことだが、これだけ事故があって、どのようなパトロールをしているのか。定期巡回で行っているのか。何人でどのような方法で行っているのか伺う。
- 総務部長： 詳細は把握していない。
- 秋山委員： 休憩時に確認してほしい。ここは大きな問題だと考えている。別件にはなるが、南河内の水道局から坂を下ってきて、私の家までの間に水道管の破裂が4件あった。当時は分庁方式であったので、そこを何名も通勤していた。天気が良いのに水たまりができており、不思議に思い確認にいったところ漏水していた。職員は毎日通勤していたが、職員からの通報は1件もなかった。近所の人気が付いて話してくれて、老朽化していたので敷設替えを行った。ひどかったのは、広域消防のタンク車が、噴出しているところの5メートル手前で、道路の下は洗掘され空洞になっているに気が付かずに落ちたことがあった。西風が強く、火災でも発生すると大変だという時に、6、7時間をかけて消防車を引き上げていたわけである。道路管理責任は市にあるわけであるが、本当にしっかりと管理が行われているのか。パトロールを行っている人に給料を払っているが、作業日報などの報告書をどのようにしているのか確認してほしい。
- 総務部長： 建設課から報告させたいと思う。

## 2款1項3目 広報広聴費

- 磯辺副委員長： PR動画作成についてどのようなものを作成するのか。
- 総合政策課長： 下野市は、令和2年度に合併15周年を迎える。市のPR用の動画を作成し、さまざまな行事やイベントの中でPRできればということで作成するものである。
- 磯辺副委員長： どのような媒体を通してPRするのか。動画なのでホームページとかDVDとかになるのか。
- 総合政策課長： DVDとする予定である。
- 磯辺副委員長： ホームページで見れるようになるのか。
- 総合政策課長： ホームページでも閲覧できるようにしたい。
- 磯辺副委員長： 最近はスマートフォンが一番早く、手軽に見れないと見ていただく機会も少なくなるので、すぐにアクセスできるような方法を考えてほしい。どのような内容になるのかわからないが、210万円という金額を見ると、

かつて作成したようなストーリー性のあるようなものではないのかと思う。内容についての構想はあるか。

●総合政策課長：内容については決まっていない。ホームページに掲載したものであればスマートフォンで見ることができるようになっている。なお、昨年の11月からカタログポケットというスマートフォンを使って、市の広報紙や行政カレンダーを見ることができるようになっている。

○磯辺副委員長：電光掲示板の撤去とあるが、広報広聴用の電光掲示板とはどこのことか。

●総合政策課長：市内3カ所に設置されているものであり、石橋地内は石橋高校東側の県道、国分寺地内は国分寺小学校北側の県道、南河内地内はグリーンタウンのお達者倶楽部の南側の県道に設置されているものである。旧町の時に交通安全協会で設置したものであり、その後市に移管され維持管理を行ってきた。現在、石橋地内の掲示板が故障しており機能していない。修繕についてはかなり古いものであり、部品等の在庫がなく修繕できない状況である。南河内・国分寺地内についても、故障した場合に修理できないということで、市で年に数回、年末の交通安全や選挙、社明運動等でPRしている。また、下野警察署での交通安全についての注意喚起などを流しているが、警察署とも協議した結果、通行中だとあまり目に留まらないということもあり、修繕もできなくなるということで、撤去することもやむを得ないということで撤去の予算を計上した。

## 2款1項6目 財産管理費

○秋山委員：屋外カメラ修繕で278万8,000円という設置するかのようなかんがりの金額で計上されているが、設置したカメラの中で修繕を要する箇所は何カ所なのか伺う。

●総務人事課長：庁舎外にある7つの監視カメラが、落雷により破損したため、修繕する。

○秋山委員：機器そっくり、電子部分も取り換えるというのか。サンダーカットなどはないのか。

●総務人事課長：外にあるカメラそのものを交換する形である。

○秋山委員：自然災害だとは思いますが、落雷が落ちやすい要因がなにかあると思う。それを回避するための策はあるのか。また同じところに落雷の可能性があるので、それについて方策があれば。

●総務人事課長：落雷の防御システムを付ける。カメラに直接落ちたわけではなく、近隣の雷を引っ張ってしまい、壊れた経緯がある。避雷セットは工事して対応する。

○秋山委員：こういうものに保険はかけていないのか。

●総務人事課長： 保険対象になっているので、後で申請する予定である。

○相澤委員： 市有バス故障時対応用バス借上とあるが、下野市には3台バスがあったと思うが、自治会の視察で福島に行ったとき、帰りで故障したための対応だが、3台あっても借り上げなくてはならなかったのか。

●総務人事課長： 市ではバスを2台所有しており、故障した場合の借上げ料として計上している。

## 2款1項7目 企画費

○秋山委員： 移住セミナー等講師謝礼とあるが、このセミナーはどこで実施しているのか、また、担当する方はどういう方なのか、内容について伺う。

●総合政策課長： 移住セミナーの講師謝礼について、予算は3万円で計上している。講師については、来年度、地域でまちづくり活動を担う若者の人材育成に取り組む事業として、今年度から進めている「しもつけクエスト」という事業があり、次年度も継続実施していくが、そのセミナーに参加していただくゲストとして、地域づくりに携わっている方々を招いた場合の謝礼として予算を計上した。今年度開催した「しもつけクエスト」は、昨年12月に市役所で開催し、ゲストはしもつけクリエイティブの山口さん、那須塩原市の定住コーディネーターの豊田さん、市内で農業を営んでいる上野さん、の3名を招き開催した。次年度についても、セミナーやコーディネーター養成講座など実施していくが、まちづくり活動に携わる方々を招いて実施していきたいと考えている。

○磯辺副委員長： 地方創生推進事業の委託料、シティプロモーション業務、ご当地アニメ活用促進業務、関係人口創出事業、まろにえーると「駅メモ」コラボイベント。イベント司会業務については分かるが、シティプロモーション業務というのは、どこに委託して、どんな業務になっているのか。また、関係人口創出事業、なかなか参加しないので想像できないので、説明いただきたい。それと「駅メモ」とは何なのか。

●総合政策課長： 一つ目のシティプロモーション業務については、シティプロモーション専用サイトの「プチハピしもつけ」がある。この運営管理と動画の作成、広告の出稿等に係る経費として計上している。来年度についても、新たに関係人口関連ページ等を作成し、セミナー等の開催告知や開催の様子を取材したものを掲載していきたいと考えている。関係人口創出事業については、「しもつけクエスト」は地域でまちづくり活動を担う若者の人材育成に取り組む事業として、今年度は一度セミナーを開催したところだが、次年度については継続して地域でコーディネーターの養成講座なども実施しながら

ら、行く行くは地域で関わりたい人と、市内で実際に活動している人とをつなぐ、中間支援組織として立ち上げを目指していきたいと考えている。関係人口創出拡大として次年度事業を展開していきたい。「駅メモ」コラボイベントについて、「駅メモ」とは、ステーションメモリーズの略で、モバイルファクトリーが開発、運営、配信しているスマートフォン用アプリである。このアプリを使い県内の10程度の駅をめぐるスタンプラリー形式のものであり、まるにえーの3人娘が関連している、真岡駅、東武宇都宮駅、小金井駅、その他栃木にゆかりのある駅をアクセスポイントとして設定して、すべての駅をめぐる最終地を小金井駅にして、ポップ館にて記念品をお渡しするという内容の企画となっている。市の知名度や新たなアニメファンの獲得を目指していきたいと考えている。

- 磯辺副委員長： 大体了解した。シティプロモーション業務については、さまざま含まれているとのこと。プチハピしもつけというサイトを管理している人がいるのか。そこに委託料を払うということか。
- 総合政策課長： 委託料については、このホームページを管理している業者へ支払うものである。
- 磯辺副委員長： もう契約されていて、継続しているということで、どこと契約しているのか。
- 総合政策課長： 契約については、毎年度契約しており、業者は博報サービスに委託している。
- 磯辺副委員長： 地方創生事業というのは、クリエイティブに切り込んで行かなければならない、普通の市役所の業務とは違う感じがする大変難しい業務だと思うが、やらなければならないのでやるしかないが、自分たちが予算をつけてこのような事業を展開する以上、ある程度の到達点を持って事業をしないと、関係人口創出と言っても、どういうものを関係人口とするのか、関係人口は何人になったのかという成果、費用対効果の効果が見えにくい事業だと思う。これだけやりましたという事実しか残らず、どれだけ効果があったかということがなかなか見えにくい事業なので、今年是这样いふうを持って行くということ、それほど大きな目標ではなくていいので、「まち・ひと・しごと」の場合KPIがあるが、KPIを意識しながら取り組んでいただくとありがたいと思う。私たちもこういう事業については、ついていけない部分もあるので、若い人に訴えていく事業なのだろうと思うが、同じ人ばかりアクセスしていたのでは広がらないだろうし、「しもつけクエスト」と言われてもクエストって何かな、と思うぐらいのついていきようしかないので、頑張ってもらいたい。成果としては、市長が話されたように、人口が激減する自治体ではなく、むしろ微増している自治体として存在しているということに効果は表れているのかと思うが、頑張ってくださいとしか言いようが

ないが、自分たちは何を目指しているのかを確認しながら、よろしく願いしたい。

- 磯辺副委員長： 公民連携推進事業の説明にシモツケ大学というのが出てきた。これが公共施設マネジメント推進事業のところで出てくるが、このシモツケ大学が何かを説明願う。
- 総合政策課長： シモツケ大学について、事業名は公民連携推進事業である。現在進めている石橋駅西口の複合施設と多目的広場については、都市再生整備事業ということで事業を実施しているところである。ハード整備事業を補完するためのソフト事業として、公共施設等公民連携推進事業を実施するものである。公民連携推進事業については、地域の賑わいや新たなコミュニティーを創出するために地域住民等の居場所やネットワークづくりなどの取り組みを通じて、地域で抱えている課題解決に向け、地域の担い手となる人材を育成していくというのが目的である。その中でシモツケ大学ということで次年度実施したいと考えているが、シモツケ大学については、地域内の商店主や主婦、学生等がそれぞれの得意分野の先生になり、D I Yワークショップ等を開催することによりまちの良さを取り入れながら、先生、生徒を固定しないオープンな交流や学びの場を提供して、地域の賑わいづくりを担う人材を育成するというところで、その中で、次年度に工事を予定している多目的広場で芝張りのワークショップを行ったり、D I Yワークショップで椅子などを手作りして広場に設置するなども事業の一貫としてやっていければと考えている。
- 磯辺副委員長： そういったイベントのようなものを主催するのは、総合政策課が行うのか。ほかの委員会のようなグループをつくって展開していくのか、その辺まで考えているか。
- 総合政策課長： 公民連携事業については、事業自体はN P O法人への委託を考えている。そこに委託し、来年度は地域おこし協力隊も新たに採用を予定しているが、採用した地域おこし協力隊にもその事業に参画してもらい、N P O団体と一緒に企画から運営まで携わっていただくように考えている。
- 磯辺副委員長： うまくいくととても楽しそうな事業であるが、来年度が始まってすぐに動き出すのではなく、広場の完成とともに準備していくという感じか。
- 総合政策課長： 年度が開けたら業務委託の準備は進めていきたいと考えている。あわせて地域おこし協力隊も早い時期に採用した上で、事業を展開していければと考えている。
- 磯辺副委員長： このN P O法人は、市内だけではなく市外・県外まで募集するつもりなのか。

- 総合政策課長： なかなかこのようなまちづくり、若い人たちの人材育成等に関わっているNPO法人の団体がない。県内には宇都宮市に1箇所あり、先ほどお話しした「しもつけクエスト」についても、宇都宮市にあるNPO法人に委託して実施しているところであるが、このシモツケ大学についても同じNPO法人に委託できればと考えている。
- 磯辺副委員長： 公募はするのか。公募ではなく決まっているのか。
- 総合政策課長： 第一段階としては公募をかけて進めていきたいと思っている。
- 秋山委員： 関連すると思うが、石橋駅周辺公共用地利活用基本計画、2019年の3月15日までということで、委託料約800万円をかけて八千代エンジニアリングにお願いしているかと思うが、基本設計だけで施策的なものはこの委託の中には含まれていないのか。こういうものをつくった中で、利活用はどうするかというのは当然あるわけで、基本設計だけではなくジョイントして行わないと生かされないわけである。今の話で、さまざまな試みをするということだが、その他にコンサルからこのようなものをつくるので、このようなものをという提案、何か参考になるものがあつたのか、委託料の中にそのようなことまで含まれていたのか伺う。
- 総合政策課長： これに関しては一切含まれていない。これについては職員で考えて進めてきたものである。
- 秋山委員： コンサル等に委託せずに職員自らできるものは努力する姿勢は、非常に評価したいと思うが、委託するに当たっては、当然、こういうものをやりたいのでこのような基本設計や基本計画をお願いして初めて生かされることだと思う。コンサルに基本計画だけお願いして、できたものについて職員がどう利活用するかだけではなく、こういうものを利活用したいのでこういうものについて基本計画をお願いするというのが流れとしては普通なのかと思うが、今後のこともあるのでその辺、どのように捉えているのか伺う。
- 総合政策課長： 今後については、その辺も含めて検討していければと考えている。
- 秋山委員： 大変な作業かと思うが、基本計画が無駄にならないような、コラボした中でうまくいくような体制づくりを努力していただきたいと思う。

## 2款1項11目 情報管理費

- 磯辺副委員長： 情報ネットワーク管理事業の委託料の中に、音声テキスト化システム構築があるが、この内容について説明願う。
- 総合政策課長： この委託料については、庁内で行われている委員会等の会議録に関して、職員が録音したものを聞き返して会議録を作成しているところ

であるが、かなりの労力・時間を費やす作業となっているため、次年度に関しては、庁内で開催する議事録を作成するに当たり、議事録作成を支援するシステムを導入し会議録の作成を進めていきたいということでの予算を計上した。

- 磯辺副委員長：音声テキスト化システムというのはまだ新しいシステムであるので初めて入れられたかと思うが、1年目は100%うまくいくかわからないが、このようなものを取り入れていくことはいいことだと思う。そのうち議会も取り入れられたらと思う。この常任委員会を書き起こすにも、1時間の会議は3時間、4時間かかってテープから起こすということである。業務の短縮ということから考えると方向はあっていると思うので、使いこなせるように願っている。
- 秋山委員：公民館での福祉まつりの時、あいさつや講師の言葉が画面にすぐに出てくるようなシステムのことか、別のシステムなのか。あれは音声を聞いて画面に出てくるだけで記録としては残らないのか。私があいさつした時に、画面に全部出てきていた。私はノー原稿なので原稿を渡しているわけではないが、打たずに出てくるものがある。伊藤議員が精通してそのようなことができるが、それとは違うのか、いろいろなシステムがあるわけか。
- 相澤委員：今の件で、私もつい最近、音声テキスト化というものが携帯の無料アプリで音声の文字起こしができるものがあるので、こんなに高いものなのかと思っていた。参考までに無料でこのようなものがあるので、もう少し工夫すればもう少し安価な形ができるのかと思う。
- 総合政策課長：この音声テキスト化については、AIを活用してその中で文字を起こして会議録の作成をするということで、予算も少し高額ではあるかと思うが、こういったもので次年度導入を予定しているものである。
- 相澤委員：これができると非常に文章を作るのに楽になると思う。

## 2款1項12目 市内公共交通推進費

- 相澤委員：市内公共交通推進事業の報償費で、運転免許証自主返納者支援については何名を予定しているのか。
- 安全安心課長：170名分を予算計上している。
- 相澤委員：1人当たりの支援額はいくらか。
- 安全安心課長：1人当たり6,000円程度となっている。
- 相澤委員：公共交通網が整っていない部分もあるが、他市町を見ると、返納した時点で生涯無料となっていることが多い。今後、公共交通網がさらに充実していく方向で動いていくと思うので、自主返納者や免許を持たない人に対してもう少し手厚くても良いのではないかと思う。前年度と比較して返納者数は多くなる見込みでいるのか。

- 安全安心課長： 前年度が150名の予算を計上していた。今年度は20名ほどの増加を見込んだ。1人当たり6,000円という話をしたが、お金で交付するのではなく、デマンドバスの回数券やゆうゆう館・ふれあい館・きらら館の回数券、道の駅の商品券で、6,000円相当分を希望に応じて差し上げているものである。
- 相澤委員： デマンドバスについては登録が必要であり、より一層登録の推進を図っていただき、基礎を作った上で、公共交通のさらなる充実をしてほしい。公共交通については、田舎のほうは切実であり、アンケート調査についても推察できるが、身に迫っている問題となっている。さらに充実を図っていただきたいと思う。

## 2款1項13目 交通安全対策費

- 石川委員： 交通安全対策事業の消耗品費について、去年は6万9,000円であったと思うが、増額となっているのでその内容を伺う。
- 安全安心課長： 来年度から交通教育指導員を配置する予定となっており、交通安全教室用の冊子やリーフレット1万冊の分について増額となっている。

## 2款3項1目 戸籍住民基本台帳費

- 磯辺副委員長： 委託料の顔認証システム保守について、どこで使われているものか。
- 市民課長： 市民課の窓口において、マイナンバーカードの顔写真と本人を照らし合わせて確認するシステムとなっている。
- 磯辺副委員長： マイナンバーカードと本人が同一人物であることを、人ではなく機械に確認させる場合があるということか。
- 市民課長： マイナンバーカードを交付する際にこの認証システムを使用して確認している。
- 磯辺副委員長： 使われた写真が間違いなく本人のものであるかを確認しているということでした。
  
- 相澤委員： マイナンバーカードについて、新聞報道でICチップが組み込まれたものになるということであつたが内容を伺う。
- 市民課長： マイナンバーカードにはもともとICチップが組み込まれている。消費税率が上がったことに対する対策として、現在、買い物をした際に、カードで支払いを行うとポイントが付くというものがある。これは、オリンピック前に終了となるが、オリンピック後にはマイナンバーカードを使って、お使いの、例えばペイペイ等のカードを使用した際に、2万円の買い物で最大5,000円分のポイントを付与するという国の消費対策が行われる。それに

ついて、マイナンバーカードのICチップの空いている部分を活用するということになっているようであり、その話かと思う。

## 2款6項1目 監査委員費

○磯辺副委員長： 地方自治法が改正になり、監査基準を整理したという話を伺ったが、法改正の中に、議会選出の監査委員を置かないということにすれば、置かなくてもよいということになったと思う。市長としては、議会選出の監査委員は今後も設置するという事で考えているのか。

●行政委員会事務局長： 市長と詳細な話はしていないが、事務局と監査委員の間では、法改正後も今まで通り議会選出の監査委員をお願いしたいと考えている。制度改正について、市長に説明した際に、事務局の考えは伝えている。

○磯辺副委員長： 今回の予算では、監査専門委員を雇うというのは含まれていないと思うが、下野市の財政規模を考えると、専門委員を雇うという考えはないということではよいか。

●行政委員会事務局長： 市の財政規模と監査の実施方法を考えて、監査専門委員にお願いするような状況ではないということで、監査委員と事務局では考えている。監査専門委員を雇うことについては、今後の状況を見ながら考えていきたい。

## 4款1項2目 予防費

○石川委員： 狂犬病予防事業の関連で、天平の丘公園に野良猫がたくさんいると思うが、対策は何か考えられるか。飼い主がないので猫の去勢や避妊ができるわけではないが、市民から殺すのはかわいそうなので、去勢などふえないような対策ができないかという話があったので、そのような市民の声や職員の中で話が出たということがあれば教えていただきたい。

●環境課長： 目の開かない小さい子猫の場合等は引き取るようなことはしているが、大人になった猫については犬と違い捕獲などもやっていないので、餌をやらないようにということを住民の方をお願いし、現場を見ているというような状況である。

○石川委員： 特に何か対策をするということではなく、捕獲はすることもあるのか。あまりふえてきた場合は、捕獲したことはあるのか。

●環境課長： 猫の捕獲はやっていない。

○磯辺副委員長： 昨年登録された犬の頭数と、予防接種を受けた頭数にかい離があったので、狂犬病予防接種は受けなくても大丈夫なのかという話があった。決算の時にどなたかが聞いたが、かい離はあるのか。

●環境課長： 令和2年1月31日現在の登録頭数は、2,997頭、注射頭数は、1,952頭で接種率は65.1%である。平成30年度の登録頭数は、3,258頭ということで、

高齢犬で注射を受けていないところにハガキを出したり、電話等をかけて、死亡している犬を削除するなど整理をして、登録頭数が若干整理されたという状況である。

○磯辺副委員長： 家庭で飼われているので登録されているのだと思う。犬を飼っていないのでわからないが、狂犬病というのは毎年接種しなくてもいいものなのか、接種率が65.1%で大丈夫なのか、考えを伺う。

●環境課長： 平成30年度の接種率の県平均は、68.1%で、それより若干低い率になっているためPR等をして接種をお願いしているところであるが、狂犬病の予防接種は、狂犬病の予防法により毎年1回行っていただくことになっている。

○磯辺副委員長： 飼い主に対しての罰則はないので放っているわけで、飼っている犬なのでその辺を走り回っていることはないとは思いますが、狂犬病の予防接種をわざわざさせているわけなので、PRに努めていただきたいと思う。65.1%だと約3分の1は接種していないわけで、噛んだら大変なことになる。その辺の数字は意識していただきたいと思う。

#### 4款2項1目 清掃総務費

○磯辺副委員長： ごみ減量化事業の548万円は、ほとんどが資源回収の報奨金になっているが、さまざまなごみ減量化に対するキャンペーンが令和2年度もなされるかとは思いますが、小山広域では、燃やすごみを減量しなければならぬことが現在の大きな課題になっているとのことである。市役所の職員の発想だけでごみ減量のキャンペーンを展開するのではなく、例えば、環境市民会議など市民の皆さんが集まってきている会議等を環境課は抱えていると思うので、そういったところに意見を聞いたりする機会はないのか。ごみ減量化事業をもっと効果的に行うために外部の意見も聞き、その方々からもいろいろなところに発信していただくという、市民との協働で進めないと、職員だけの考えで展開するのでは限界があると思う。よかろうと思行った政策が市民に受け入れられないということがあるので、何人もの主婦にインタビューするとさまざまな意見が出るので、1種類の政策ではまとめきれないこともあるかと思う。令和2年度のごみ減量化事業を効果的に行うために、いろいろな場面で市民の意見を聞くということをしていただけないかと思う。予算については反対ではないが、市と市民が協働して進めるためには、ごみ減量化施策が一番いい課題ではないかと思う。「まちづくりをやりましょう」と人を集めるよりは、「燃やせるごみを減らすための意見をください」のほうが意見も出やすいと思うので、そういうところで市民協働を生かしていただければと思う。

●環境課長： 議員からお話しいただいた下野環境市民会議と、今年は中止にな

ってしまったが毎年環境フェアを実施している。2カ月に一度、運営委員会を開き話し合いを持っているため、その中で今のような内容について連携を図りながら進めていきたいと思っている。

#### [総括質疑]

#### 【基金の状況】

- 磯辺副委員長：基金のことで伺う。附属資料の16ページに基金の状況があるが、財政調整基金がここのところ使ったということもあり、平成30年度に比べ、令和2年度末現在高見込額が5億5,000万円ぐらいになってしまっている。基金の合計も少し前に比べ20億～30億円減っている。基金が計算式の中に入っている財政指標もあるので、このまま減ってくると影響してくるのではないかと思う。財政調整基金と減債基金の流動的な基金については、標準財政規模の何%ぐらいを維持するというふうに考えているのか。公共施設整備基金のほうに積み上げていくことにシフトしているので、公共施設整備基金は徐々にふえてきていた。令和2年度は使ったので減ってはいるが、今後合併後の財政優遇策はなくなってしまうので、気をつけていないと基金も減っていくと思われる。この辺どのように受け止めているのか。
- 財政課長：財政調整基金と減債基金を合わせて健全化計画の中でどのくらい見ているかというご質問と思うが、2つ合わせて標準財政規模のおよそ30%を見込むという目標があり、現在、標準財政規模が147億円程度なので、30%の44億円程度を目標値としている。ここのところの推移はそこに到達していたが、台風19号等もあり財政調整基金自体がそういった時のための基金でもあり、基金の有効活用を図っているところである。議員がご心配されている令和2年度の残高等についても、昨年台風19号の財政調整基金からの活用を考慮すると、それに耐えられる金額を2年度末は見ているが、この金額については9月の決算、3月の執行残では若干ふえてくるのではないかと考えている。議員ご指摘のとおりだんだん減っているのは事実であるので、十分注意しながら進めていきたいと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第7号 令和2年度下野市国民健康保険特別会計予算

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第8号 令和2年度下野市後期高齢者医療特別会計予算

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第9号 令和2年度下野市介護保険特別会計予算 【所管関係部分】

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第14号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

《質疑・意見》

- 磯辺副委員長： 新旧対照表で、下線のあるところの「第243条の2の2第3項」とは、もともとは「第243条の2第3項」だったのが、2に違うものが入ったのでこの内容が2の2になったということですよね。どういう監査なのかを伺う。
- 総務人事課長： 議案第14号の地方自治法の改正に伴う関係条例の制定だが、平成29年に改正され、令和2年4月より施行される改正地方自治法において、地方自治法第243条の2に「地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責」という条項が規定される。よって「第243条の2」が「第243条の2の2」に繰り下がり、項ずれという形で条例を改正する。前段の監査の「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に、下野市水道事業及び下水道事業の設置に関する条例の一部改正も「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものになり、中身としては変わらないということになる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第15号 下野市国民健康保険税条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第16号 下野市印鑑条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 磯辺副委員長：第2条中の「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者（満15歳未満の者を除く。以下同じ。）」とあるが、「意思能力を有しない者」というのが難しいので説明願う。
- 市民課長：「意思能力を有しない者」について説明する。今まで「成年後見人」という方が、家庭裁判所の許可を得て、意思能力を有しない方についていた。そのときの「成年被後見人」という言い方を、「意思能力を有しない者」という言い方に変えたということである。「成年後見人」がつく方が、「意思能力を有しない者」ということで考えていただきたい。元々の法律が、「意思能力を有しない方」が資格等の差別があり、差別をしないようにという改正があったため、「被後見人」と特定するのではなく、「有しない者」という形に言い換えたということである。
- 磯辺副委員長：現行は「成年被後見人」が除かれている。住民基本台帳に記録されている者は、一人一個に限り印鑑の登録を受けることができる、ただし15歳未満のもの、「成年被後見人」を除くと書いてあるから、「成年被後見人」は印鑑登録を受けられないと読めてしまうが。
- 市民課長：法定代理人が同行することにより「成年被後見人」も印鑑登録ができるものとなっている。「成年被後見人」の言い方を、「意思能力を有しない者」と変えたものであるから、印鑑登録するには、法定代理人と言っている「成年後見人」が一緒についてきて、意思が確認できれば登録できるという形に変わったということである。
- 磯辺副委員長：「成年被後見人」は印鑑登録を受けられるということであるが、わかりにくいと思ったのは、「意思能力を有しない者」という方が、市民課の窓口に行っちゃった場合にどうするのかがわからない。その方が「意思能力を有しない人だ」と判定することができるのかどうかということである。「成年後見人」と窓口で2人来庁すれば成立する、本人も来庁するのが条件と思われるが、窓口ではどう判断するのか。
- 市民課長：「成年被後見人」については、家庭裁判所から本籍地を通して、

住民基本台帳があるところに通知がきているため、職員自体はその方に、「成年後見人」がついているかどうかは確認ができる。第12条で「意思能力を有しない者となったとき」とあるが、いったん確認できたときに廃止をするが、すぐ後見人来ていただければ意思能力を確認して登録することができる。市民課では、個人情報だが家庭裁判所から本籍地を通して通知が来た方は把握している。

- 磯辺副委員長： わかる気がするが、「意思能力を有しない者」の定義というのが「成年被後見人」であるけれど「成年後見人」がついてきていない状態ということになるが、成年後見制度を結んでなく、「成年被後見人」でも何でもない方で「意思能力を有しない者」にあたる方は存在すると思うが、そういう方が窓口に来たとき判断できないのではないかと思ったのだが、法律の言葉なので、今は「成年後見人が同行していない成年被後見人」という意味でとらえればいいということになりますね。「意思能力を有しない者」がした契約が無効になると調べたら出てくるが、市民課の窓口の実際の業務の中で、たとえば家の人認知症で、徐々に進んでいき、ちゃんとしている日もあればちょっとわからなくなっている日もあり、日によって違う。ちゃんとしているときに市民課の窓口に行ってした契約は有効なのだろうかとか、そのときに印鑑登録はとれるのだろうかとか、非常に難しいと思ったのだが、そういう問題ではないということか、この法律的な言葉というのは。
- 市民課長： 大もとの制度が、成年被後見人の人権の尊重とか、そういうところからきているので、表現として「成年被後見人」ということを表現するのが表現の仕方としてよくないということで、「意思能力を有しない者」という表現に変わってきたということだと考える。

**採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。**

議案第22号 工事変更請負契約の締結について
------------------------

《質疑・意見》

- 相澤委員： 非常に疑問がある。契約に当たって、事前に相当な設計等を行っているのに、このような変更が出てくるというのはどういうことなのか説明願う。詳細はもっともらしく書いてあるが、これら多くの項目は前もってわかるものではないかと思う。慣習等は無しにして、契約というのは神聖なものであると思うので、このような変更が常に出てくることについて、執行部としてどのように考えているのか。
- 総務人事課長： 設計が甘かったと言われればそれまでかと思うが、解体工事に関して、当初、外壁材にのみアスベスト含有塗料が使われていると考え設

計を行った。しかし、詳細に調査を行ったところ、内部壁にも一部アスベスト含有塗料が使われていることが確認され、その分が増工となった経緯がある。また、土工工事について、庁舎の土間部分がもう少し地中に入っているものと思われたが、実際に掘った時にそれほどではなかったため、その分土砂の搬出量が増えてしまったということがある。その分で453万3,000円ほどの増額となった。工事については、施工していくと設計とずれてくる部分が生じ、対応できるものはその中で行うが、対応しきれない場合には今回のように変更契約を結ぶことになる。

- 相澤委員： 残土が多くなったというのはどの程度出てきているのか。
- 総務人事課長： 発生土の量については、当初1,022㎡を掘削して165㎡を予定していたが、実際には1,430㎡を掘削搬出することになっている。
- 相澤委員： この積算について、国分寺庁舎の基礎工事からの図面があるはずであり、10倍も数字が異なるというのはひどすぎるかと思うが。
- 総務人事課長： 設計書・図面等があり、そこから積算した。当初の設計が甘かったと言われればそれまでとなるが、地下埋設部分の数量が把握できなかったため、このような結果となった。
- 相澤委員： プロが設計・積算して行っているわけである。民間工事でこのようなことがあれば、誤算ですということで、当初の契約書通りに行っていくことが多いと思う。総工事費の何%以内であれば誤差の範囲ということで認められているということがあるのかもしれないが、執行者として何度もこのようなことをやっていくのは手間であるし、担当者も忙しい中やり直すとなると非常に問題だと思う。立ち会ってこれだけの項目を見直し・積算するわけなので、無駄な労力というか、最初の設計に対しこれだけの項目が出てくるのは疑問に感じる。当初説明を受けた際には、かなり精度の高い中で実施すると聞いていたので、ショックを受けている。今後もこういったことは多々あるのか。
- 総務人事課長： 設計を行うにあたって、可能な限り現地調査を行い設計するのは当然のことであるが、あくまでも机上で計算するので、実際に現場に取り掛かった時に突発的に発生する部分があると、数量等が変更してしまうことがあるので、精算という形で変更契約を結ぶことになる。できるだけそういったことがないように設計を精査していきたい。
- 石川委員： 入札の時に予定価格が出ると思う。それに対して、下見をして、金額的に合うものなのかを確認し、合わないものであれば工事はできないということになる。引き受けた以上は、ある程度の誤差があっても実施する責任があると思う。業者は現場に行ってから入札するものではないのか。700万円という大きな金額であるが、引き受けた責任があるので、話をしてもう少し金額を下げるとか、そういったことはないのか。違う業者が見積もりを行

い、それに対して入札を行えば、必ず現場で誤差が生じるはずである。入札制度について伺いたい。

●総務人事課長：設計の際には、県の単価を基準として積算して入札する。各業者は現地を調査してもらい、入札する形になるかと思う。設計の数量以内であれば、下げることも可能かと思うが、設計より数量が増えてしまった場合に、その中でやってくれということと言うと業者を泣かせるような形になるので、その辺りはしっかりと精算して、業者へはしかるべき金額を支払う形をとっている。

○石川委員：金額的な部分で業者との交渉というのは最後まで行うのか。

●総務人事課長：例えば今回、453万3,000円の土工工事については、これよりも大きな金額を出されたが、請負率を乗じ、その分を下げた額で契約を行っているので、業者が算出した額そのままというわけではない。

○秋山委員：説明を受けた部分について我々も検討した。致し方ない部分も多いのではないかと思うが、今後こういったことが無いように注意していただき、市民の常識が行政の常識で通るように、例えば、家を建てるときに、請負契約が1,000万円という時に、いろいろな問題が出てきたときにその額で収めるというのが通常観念である。今回、施工の段階で、いろいろな問題が出てきたという甘さは行政としてしっかり肝に銘じていただき、今後このようなことが無いような対応をお願いしたい。そのような中で採決したいと思う。

●総務部長：業者と十分に図面等を確認しながら、設計を行ってきたところではあるが、今回結果として、このようなことが出てくるということは、もっと精査を積み、意見を重ねる中で、設計の段階から業者と取り組んでいきたい。

**採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。**

[要望すべき事項]

○秋山委員：審査の過程で意見が出たということ盛り込んでいただきたい。

## 5. その他

なし

閉 会